ご案内

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年10月より、後発品のある先発品について、医療上の必要性があると認められない場合に患者さまのご希望を踏まえ先発品を処方した場合には、新たな患者負担が発生します。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう、 国の推進する一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載すること であり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発品も 調剤可能とする方法です。

なお、医薬品によっては一般処方ができない場合もありますこと、 あらかじめご了承ください。

ご不明な点などございましたら、説明させていただきますので、お 気軽にお声かけください。

長期処方について当院からのお知らせ

当院では患者さんの状況に応じ、

・28日以上の長期処方を行うことが可能です。

※なお、長期処方が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

野辺医院